

特定健康診査等実施計画

東京都木材産業健康保険組合

平成 20 年 3 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、木材の販売業等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。平成18年度の事業所数は966社で、関東甲信越に所在するが、約9割以上が東京に所在している。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊に在勤している被保険者及び被扶養者は7割、それ以外の在勤者は3割程度ではないかと思われる。

加入事業者は、零細・中小事業者が多く、被保険者20人未満の事業所が全体の9割弱を占めている。1事業所あたりの平均被保険者数は、約20人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が43歳で、男性が全体の8割弱を占める。

健康診断等については、東京都総合組合保健施設振興協会に委託し、健診車の巡回により行っている

その他に、契約した医療機関（東京を中心に90機関）で受診が可能である。

平成18年度の基本健診等の実施人数は、オプション検査等を含め合計で22,103人（内訳：被保険者20,888人、被扶養者1,215人）。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診の補助をしていたことから、当健保組合が主体となって行う（委託を含む）。

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を70.0%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
被保険者	66.7	70.0	74.0	78.0	80.0	
被扶養者	20.0	25.0	30.0	40.0	51.5	
被保険者 + 被扶養者	50.3	54.2	58.6	64.7	70.0	70.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率45.0%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)

(被保険者 + 被扶養者)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	15,700	15,800	15,800	15,900	16,000	
特定保健指導対象者数 (推計)	2,720	29,30	3,170	3,510	3,800	
実施率(%)	13.3	21.0	28.8	36.6	45.0	45.0%
実施者数	362	615	913	1,285	1,710	

東京都総合組合保健施設振興協会に委託して行う。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

特定健康診査

被保険者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	19,750	19,800	19,800	19,850	19,850
40歳以上対象者	10,200	10,300	10,350	10,400	10,400
目標実施率(%)	66.7	70.0	74.0	78.0	80.0
目標実施者数	6,803	7,210	7,659	8,112	8,320

被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	21,000	21,200	21,200	21,500	21,500
40歳以上対象者	5,500	5,550	5,550	5,600	5,600
目標実施率(%)	20.0	25.0	30.0	40.0	51.5
目標実施者数	1,100	1,387	1,665	2,240	2,884

被保険者 + 被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	40,750	41,000	41,000	41,350	41,350
40歳以上対象者	15,700	15,850	15,900	16,000	16,000
目標実施率(%)	50.3	54.2	58.6	64.7	70.0
目標実施者数	7,897	8,590	9,317	10,352	11,200

特定保健指導の対象者数

被保険者 + 被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	27,020	00,000	00,000	00,000	00,000
動機付け支援対象者	1,500	1,620	1,750	1,940	2,100
実施率(%)	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0
実施者数	300	486	700	970	1,260
積極的支援対象者	1,220	1,310	1,420	1,570	1,700
実施率(%)	5.0	10.0	15.0	20.0	26.5
実施者数	61	131	213	314	450
保健指導対象者計	2,720	2,930	3,170	3,510	3,800
実施率(%)	13.3	21.0	28.8	36.6	45.0
実施者数	361	617	913	1,284	1,710

特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診、並びに特定保健指導は東京都総合組合保健施設振興協会に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など東京都総合組合保健施設振興協会での受診が困難である場合は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として健康保険組合連合会を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう借置する。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など東京都総合組合保健施設振興協会での受診が困難である場合は、代行機関として健康保険組合連合会を利用して決済をおこない全国での利用が可能となるよう借置する。

(5) 受診方法

原則、当健保組合が、被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者の分の受診券・利用券を事業者を通じ対象者に送付する。

当該被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、数量の面から東京の近隣に移住する者から優先して選出する。また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

個人情報の保護

当健保組合は、東京都木材産業健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合総務課職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年特定健診委員会において見直しを検討する。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。